平成２３年（フ）第３２３号
盛岡市厨川２丁目４番18号　ヤスミ荘８号
債務者　田端　敏美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３４７号
盛岡市三本柳５地割３番地２　セラフィックハイツぽぷら2007号
債務者　土谷　智彦
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３６３号
岩手県八幡平市曲田246番地
債務者　畠山　順子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１５０号
福島県郡山市舞木町字四合田199番地の６
債務者　武田　　淳
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
福井県越前市京町１丁目６番22号
債務者　古田　健二
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
福井県大野市錦町６番７号
債務者　佐木　　進
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
福井市開発１丁目2518番地　セルーラ新保203、旧住所福井市北今泉町第２号１番地26
債務者　堂林　義文
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３８号
名古屋市港区入場２丁目1103番地　シャインハイツ入場502号
債務者　田口　絵美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８５０号
名古屋市天白区植田山２丁目904番地
債務者　野村　照美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１３号
兵庫県西宮市甲子園町20番３―405号、旧住所大阪市天王寺区舟橋町７番10号
債務者　足立　幸代
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４号
兵庫県篠山市今田町今田75番地２
債務者　森口　　隆
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
兵庫県養父市八鹿町国木615番地43
債務者　光山　樹里
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
兵庫県洲本市下内膳464番地２　県営洲本下内膳１号棟106号
債務者　森高　　傑
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第２５号
徳島県那賀郡那賀町和食郷字北地131番地１
債務者　亀居栄治郎
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第２７７号
北九州市小倉北区高浜２丁目１番53―402号
債務者　久保　初江
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４６８号
北九州市小倉北区香春口１丁目９―11―401上野由美子方
債務者　大島健太郎
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５２４号
北九州市八幡西区菅原町３番23―405号
債務者　岡　　裕美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５２５号
北九州市門司区法師庵３番１―402号
債務者　前田　一男
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部